令和2年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和2年12月14日(月)開会 午前10時 閉会 午前11時56分

場 所 第9委員会室

出席委員 浅井明委員長

安藤友貴副委員長

関根信明委員、白土幸仁委員、中野英幸委員、岩崎宏委員、小林哲也委員、

醍醐清委員、橋詰昌児委員、中川浩委員

欠席委員 田並尚明委員

説 明 者 [県土整備部関係]

中村一之県土整備部長、三須康男県土整備部副部長、

北田健夫県土整備部副部長、清水匠県土整備政策課長、

小島茂県土整備政策課政策幹、小高巌建設管理課長

藤間達之用地課長、吉澤隆道路街路課長、落合誠道路環境課長、

林雄一郎参事兼河川砂防課長、長谷部進一水辺再生課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

濱川敦都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

柳沢孝之都市整備部副部長、磯田忠夫都市整備政策課長、

鳴海太郎都市計画課長、長嶝俊広市街地整備課長、

細田降田園都市づくり課長、伊田恒弘公園スタジアム課長、

若林昌善建築安全課長、関根昌己住宅課長、会田守克営繕課副課長、

大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、福島英雄下水道局長、 松塚研一下水道管理課長、若公崇敏参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件 | 名 | 結 果 |
|-------|----------------------------|------------|------|
| 第111号 | 令和2年度埼玉県一般会計 のうち県土整備部関係 | 補正予算(第10号) | 原案可決 |
| 第126号 | 財産の取得について(LE | D照明設備一式) | 原案可決 |
| 第127号 | 訴えの提起について | | 原案可決 |
| 第147号 | 指定管理者の指定について | (戸田公園) | 原案可決 |
| 第148号 | 指定管理者の指定について | (吉見総合運動公園) | 原案可決 |
| 第149号 | 指定管理者の指定について | (荒川大麻生公園) | 原案可決 |
| 第150号 | 指定管理者の指定について 新座緑道) | (和光樹林公園及び | 原案可決 |

| 第151号 | 指定管理者の指定について(狭山稲荷山公園) | 原案可決 |
|-------|------------------------|--------------|
| 第152号 | 指定管理者の指定について(まつぶし緑の丘公 | 原案可決 |
| | 園) | 你未 り人 |
| 第153号 | 指定管理者の指定について(権現堂公園) | 原案可決 |
| 第154号 | 指定管理者の指定について(特別県営住宅) | 原案可決 |
| 第155号 | 指定管理者の指定について(特定公共賃貸住宅) | 原案可決 |

2 請願

なし

報告事項

1 県土整備部

埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(素案)について

- 2 都市整備部
 - (1) 埼玉県建築物耐震改修促進計画(改定素案)の概要について
 - (2) 埼玉県屋外広告物条例の改正について

【付託議案に対する質疑(県土整備部関係)】

関根委員

- 1 平準化は90パーセント以上を目標としているが、年々平準化はかなり進んできていると理解してよいか。
- 2 ゼロ債務負担行為の15事業の設定はどのように決めたのか。
- 3 繰越明許費を19事業に設定した主な理由は何か。
- 4 繰越明許費の設定において、新型コロナウイルス感染症の影響はあったのか。

建設管理課長

- 1 県土整備部では、平成26年度から平準化に着手し、主な目標の達成については、平成28年度75パーセント、平成29年度85パーセント、平成30年度86パーセントと平準化率は着実に改善している。令和元年度の平準化率は79パーセントと前年を下回る結果となったが、これは災害復旧工事の予算増により、年間平均の工事稼働件数が増加したことが影響している。
- 2 県土整備部では、平準化率90パーセント以上を目標に取組を進めている。過去3年間の年間月平均稼働工事件数をシミュレーションして、平準化率90パーセント以上となるよう件数を設定している。平準化に資するものとしては、ゼロ債務負担行為と発注準備工事の二つの取組があるが、今回はゼロ債務負担行為分の件数について設定したものである。
- 3 現時点で年度内の完了が困難となった案件を対象としており、主な理由としては用地 交渉が難航しているものや関係機関との協議に不測の日数を要しているものなどであ る。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたのは5か所となっており、相手方に接触できないことによる借地交渉などで不測の日数を要したため、繰越明許費の設定を行った。

関根委員

繰越明許費は、交渉が遅れたなどの理由で設定をしたとのことであるが、設定をする際、何か基準はあるのか。繰越しにならなかった場合、不用額となってしまうのか。

建設管理課長

年度内の交渉が困難となった場合など不測の日数を要し、まだ時間がかかる案件を設定の対象としている。不用額になるかについては、用地交渉の場合は、地権者と交渉させていただいている中で、契約の見込みがあれば、引続き継続協議になるため、そういった案件について繰越しをしている。工事の場合では、借地交渉が進まずに仮設道路ができないことがあるが、当然工事の契約発注をしているため、借地交渉をしっかりと行い、それについての契約をし、繰越しをした上で工期を確保している。

【付託議案に対する質疑(都市整備部及び下水道局関係)】 関根委員

- 1 第126号議案について、県でLED照明設備を設置した場合の費用とその積算根拠はどうなっているのか。
- 2 第127号議案について、県営住宅の家賃の収納率はどう推移しているのか。
- 3 第147号議案ないし第153号議案について、指定管理者制度は直営より経費面でのメリットや県民サービスが向上するということがあると思うが、指定管理者制度のメリットと効果を伺いたい。
- 4 一次審査は審査項目があるが、二次審査の採点方法や審査項目はどのようなものか。 また、一次審査の結果と二次審査の結果の関係はどうなっているのか。
- 5 公募しているのに1団体しか申請がない理由は何か。
- 6 委託料が実質的に値上がりしている理由は何か。

公園スタジアム課長

- 1 取得金額の算出に当たって、県が自ら既設HID照明を撤去し、新設LED照明を設置した場合を想定して積算した。その金額は、約4億円弱である。その積算内容のうち、新設するLED照明の設置や既設HID照明の撤去等の手間はオリンピック組織委員会が行うべき作業と考え、除外した。最終的に県の負担は、新設LEDの材料費と既設HIDの処分費だけとした。
- 3 指定管理者制度は平成18年度に24公園で始めており、24公園分について導入前の平成17年度と令和2年度で委託料を比較した場合、経費としては約20パーセント、約8億1千万円節減している。利用者サービス向上については指定管理者の創意工夫として、具体的には、所沢航空記念公園の呈茶サービス、羽生水郷公園のカヌーやボートのツアー、彩の森入間や秋ヶ瀬公園の手ぶらでバーベキューなど様々な事業が行われ、サービスが向上していると考えている。
- 4 二次審査の審査項目は、一次審査の項目を基本としている。二次審査は提案内容を応募者がプレゼンし、その内容をヒアリングしている。一次審査の点数は二次審査に持ち越さず、二次審査のみで採点し、判断している。
- 5 申請が1者しかなく苦慮しているところであるが、提案者にヒアリングしたところ、 公園の指定管理は安全・安心やコスト縮減が求められ、経験や技術、その公園をどのく らい知っているかでコストが変わり、応募のためのコストや手間、技術や採算性などか ら提案ができるかを判断しているとのことであった。また新規に参入することに当たっ ては、現在の指定管理者は公園をよく知っているので、再び提案するかその動向を重視 していると聞いている。県としては広く周知することを今後も行い、また早期から公園 の状況等を知ってもらい、多くの提案者が得られるよう努力していきたい。
- 6 委託料が増えている理由は個別には先ほど説明したとおりだが、5年ごとの更新であり、最低賃金が変わるなど人件費の上昇や新型コロナウイルス対策により上がった。

住宅課長

2 管理代行制度を導入した平成18年度では、95.6パーセントという収納率だったが、年々向上しており、平成27年度以降は99パーセント以上の水準となって、全国トップクラスを維持している。令和元年度は全国3番目の収納率だった。

関根委員

- 1 一次審査で点数が低かった方が二次審査で高くなることはあるか。過去に実際にあったか。
- 2 指定管理者の収入について毎年精算を行っているか。

公園スタジアム課長

- 1 過去の例は現在分かりかねるが、制度上一次審査の点数は二次審査に影響しないので、 そのようなことはあり得る。
- 2 指定管理者の収入は指定管理料と事業収入等で成り立っている。基本的には精算は行っていない。

白土委員

- 1 第126号議案について、なぜオリンピック前に譲渡を受けるのか。また、オリンピック開催中にLEDが故障した場合の保証は、県なのか組織委員会なのか。
- 2 2003年の小泉内閣により民間企業等の弾力性や柔軟性を求める公設民営の考えから、指定管理者制度が始まったと認識している。まつぶし緑の丘公園は、地方公共団体である松伏町が指定管理者となっているが、その点をどう担保するのか。

公園スタジアム課長

1 埼玉スタジアムでは、Jリーグなど各種試合が開催されており、その際には組織委員会が整備したLED照明を借りている状況である。照明設備の取得時期について、オリンピック後に譲り受けることになっていたが、オリンピック延期に伴い、組織委員会と協議を行った。スタジアム所有者である県としては、オリンピック前にも様々な試合の開催があり、舞台をしっかり整えるためにも、オリンピック前にLED照明の譲渡しを受けることとした。

また、照明設備のメーカーの保証期間は継承されるため、県、組織委員会のどちらが 所有していたとしても保証される。

2 指定管理者は公共の団体でもよいことになっている。この公園は計画の段階から住民 の意見を聴き、現在もイベントの際などは住民等が参画する形で運営している。また運 営状況などは定期的にモニタリングで確認しており、民間との協力体制についてもチェ ックしている。

白土委員

- 1 確認だが、保証期間中なのでオリンピック期間中に故障しても、設置業者の負担で対応するということでよいか。
- 2 県営公園であり、松伏町の公園ではない。例えば、まつぶし緑の丘公園では毎週日曜日には松伏町の農産物などを売っている。松伏町の公園ではなく、県営公園としての運営をどう担保するのか。

公園スタジアム課長

- 1 そのとおりである。
- 2 確かにイベントは松伏町が住民と一緒になって行っているが、公園の利用者を見ると、 車のナンバー等から町のみでなく県内等各地から訪れているなど広く利用されている と考えている。モニタリングでどのように運営されているか確認していきたい。

白土委員

まつぶし緑の丘公園は松伏町の職員によって運営されている。県民の財産であり、松伏町の財産とならないよう、公平性をどう担保するのか。

公園スタジアム課長

確かに町の職員によって運営されているが、春日部市や越谷市などの人がこの公園で何かしたいという意向は排除していない。今後も広く門戸を開いて運営できるよう県としてもしっかり確認していきたい。

小林委員

- 1 第147議案から第153号議案について、1者しか提案がない公園がほとんどであり、同じ会社・団体が受けているように見える。今回の指定管理者の本店は全て県内にあるのか。
- 2 指定管理者が下請等に出すこともあると思うが、下請、再下請については、県内企業 の育成・振興という観点で、県としてどのように指導しているのか。

公園スタジアム課長

- 1 今回の指定管理者候補者の本店は全て県内である。
- 2 選定時の審査項目の評価において、「効果的かつ確実な管理運営」という項目があり、 その中に「県内中小企業に配慮した工事発注や物品調達、雇用などについて配慮してい るか」という観点により評価している。その後、年3、4回実施しているモニタリング 時には、発注状況を確認している。こうしたことにより、指定管理者に対して県内企業 の活用を促進していきたい。